平成２１年（フ）第１２７９号
大阪府東大阪市新池島町３丁目７―10　アムール新池島110号、開始決定時の住所大阪府東大阪市南四条町７番15号縄手ハイム１Ｆ
破産者　九條　明宣
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８２３号
大阪府寝屋川市成美町19番13号
破産者　吉田表具店こと　吉田　勝利
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２４１号
大阪府大東市寺川３丁目２―５エステート野崎705、開始決定時の住所大阪府門真市北巣本町36番５―501号
破産者　羽野　浩一
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９５２号
大阪府豊中市庄内東町２丁目３番11号、開始決定時の住所大阪府枚方市東中振２丁目21番27号
破産者　山本　克哉
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４３６号
大阪府守口市平代町８番21号
破産者　石川製作所こと　石川　好弘
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６１７号
大阪市此花区酉島４丁目１番16―901号
破産者　猪岡　良三
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４７６号
大阪府寝屋川市寿町23―７　コーポ福寿101号、住民票上の住所大阪府交野市郡津３丁目27番５号
破産者　畑野　貴史
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７５１号
大阪府高槻市南総持寺町７番28―206号
破産者　金崎　邦宏
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３４２号
堺市中区堀上町147番地１　南海グリーンコート泉北深井204号
破産者　西端　豊
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３８３号
大阪府箕面市半町３丁目13番28―108号
破産者　大橋　良美
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４３１号
大阪府四條畷市岡山東５丁目２番70号
破産者　川中　洋二
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４４８号
大阪市都島区中野町４―８―10―108、住民票上の住所大阪市北区東天満２丁目１番23―401号
破産者　富田　洋子
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２４号
大阪市西成区天下茶屋東２丁目15番10号
破産者　東　健吾
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０９３号
大阪市淀川区東三国２丁目10番７―201号、開始決定時の住所大阪市福島区福島６丁目11番13―1112号
破産者　渡辺　邦彦
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５４６号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目31番２号
破産者　神崎亜里沙
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８６５号
大阪市中央区南久宝寺町２丁目６番11号４Ｆ、開始決定時の住所福岡市城南区長尾４丁目20番１―503号
破産者　井上　　寿
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０５号
堺市西区堀上緑町３丁３番28号
破産者　ＪＥＴ　ＦＡＣＴＯＲＹ　ＳＰＬＡＳＨこと　林　不二生
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９９７号
堺市西区鳳西町１丁89番地８　グリーンハイツ１階Ａ号室
破産者　濱澤新二郎
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
大阪府柏原市国分本町２丁目３番23―201号
破産者　吉田　逸雄
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係